

香川県社会福祉施設等の人員、設備、運営等の基準等に関する条例施行規則をここに公布する。

平成25年3月29日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第25号

香川県社会福祉施設等の人員、設備、運営等の基準等に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、香川県社会福祉施設等の人員、設備、運営等の基準等に関する条例（平成24年香川県条例第52号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(記録の整備等)

第2条 条例第7条の規則で定める記録等は、次に掲げる記録等とする。

(1) 当該社会福祉施設等の入所者等に対する処遇又はサービスの提供に関する記録

(2) 別表の左欄に掲げる社会福祉施設等の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる記録等

2 社会福祉施設等（条例第7条に規定する社会福祉施設等をいう。次項において同じ。）の設置者は、入所者等又はその家族に関する個人情報の保護に配慮した上で、前項各号に掲げる記録等を適切に保存しなければならない。

3 第1項各号に掲げる記録等であってその処理の完結していないものは、社会福祉施設等において適切に整理しておかなければならない。

4 第1項各号に掲げる記録等であってその処理の完結したものの保存期間は、その処理が完結した日の属する事業年度の翌事業年度の初日から起算する。

(指定障害福祉サービスの事業における共同生活援助を行う住居の場所の特例)

第3条 条例第15条ただし書の規則で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合であって、利用者の家族や地域住民との交流の機会を確保する上で特別の支障がないものとして知事が認める場合とする。

(1) 当該住居において行う共同生活援助に係る指定障害福祉サービスの事業又はこれと密接な関連のある事業が、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第4条第1項の認定を受けた同項の構造改革特別区域計画に係る特定事業（同法第2条第2項に規定する特定事業をいう。）又は総合特別区域法（平成23年法律第81号）第35条第1項の認定を受けた同項の地域活性化総合特別区域計画に係る特定地域活性化事業（同法第2条第3項に規定する特定地域活性化事業をいう。）である場合

(2) 共同生活援助を行う指定障害福祉サービス事業者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者をいう。）が、当該住居において行う共同生活援助について次に掲げる措置を講ずる場合

ア 当該住居を設置する建物の一部を共同生活住居（共同生活援助を行う住居をいう。以下同じ。）以外の用に供しないこと。ただし、当該建物の一部を指定短期入所事業所（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第1項の短期入所に係る指定障害福祉サービスの事業を行う事業所をいう。）又は地域住民との交流の機会の確保を促進する施設の用に供するときは、この限りでない。

イ 共同生活住居の利用者が当該共同生活住居に入居した日から3年以内に入所により日中及び夜間を通してサービスを提供する施設又は病院の敷地の外にある他の共同生活住居等を利用できるよう支援すること。ただし、やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

ウ 共同生活住居の利用者の家族や地域住民との交流の機会を確保するために適切な活動を行うこと。

(保育所における設備の基準の特例)

第4条 構造改革特別区域法第4条第9項の認定を受けた場合の当該認定に係る保育所（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項の保育所をいう。別表において同じ。）の設備の基準は、条例第3条第1項に定めるもののほか、厚生労働省関係構造改革特別区域法第34条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令（平成15年厚生労働省令第132号）第1条に定める基準をもって、その基準とする。

(補則)

第5条 この規則に定めるもののほか、社会福祉施設等の人員、設備、運営等の基準等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。
(記録の整備等に関する経過措置)
- 2 第2条の規定は、この規則の施行の日以後に条例第7条の規定により整備し、保存すべき記録等について適用する。
(指定障害福祉サービスの事業における共同生活援助を行う住居の場所の特例に関する経過措置)
- 3 この規則の施行の日から平成26年3月31日までの間における第3条(見出しを含む。)の規定の適用については、「共同生活援助」とあるのは、「共同生活介護又は共同生活援助」とする。
(香川県認定こども園の認定等に関する規則の一部改正)
- 4 香川県認定こども園の認定等に関する規則(平成18年香川県規則第96号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(情報の提供) 第9条 略</p> <p><u>(記録の整備等)</u> 第9条の2 <u>条例別表第10の(10)の規則で定める記録等は、次に掲げる記録等とする。</u></p> <p><u>(1) 教育及び保育並びに子育て支援の提供に関する記録</u> <u>(2) 別表に掲げる記録等</u></p> <p><u>2 認定こども園の設置者は、子ども又はその家族に関する個人情報の保護に配慮した上で、前項各号に掲げる記録等を適切に保存しなければならない。</u></p> <p><u>3 第1項各号に掲げる記録等であってその処理の完結していないものは、認定こども園において適切に整理しておかななければならない。</u></p> <p><u>4 第1項各号に掲げる記録等であってその処理の完結したものの保存期間は、その処理が完結した日の属する事業年度の翌事業年度の初日から起算する。</u></p> <p>(教育保育概要) 第10条 略</p> <p>附 則</p>	<p>(情報の提供) 第9条 略</p> <p>(教育保育概要) 第10条 略</p> <p>附 則</p>

略

別表（第9条の2関係）

第1 認定こども園の運営に関する記録

- (1) 業務日誌
- (2) 条例別表第7の(2)ウに掲げる教育及び保育の計画並びに指導計画
- (4) 子どもの教育及び保育に関する苦情の内容並びに当該苦情に対する対応の記録

第2 職員に関する記録

- (1) 職員名簿及び履歴書
- (2) 職員の健康診断の記録
- (3) 飲食物の調理等の業務に従事する職員に係る検便の記録

第3 子どもに関する記録

- (1) 子どもの氏名、生年月日等の記録
- (2) 子どもの健康診断の記録その他保健に関する記録

略

（香川県認定認定こども園の認定等に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

5 前項の規定による改正後の香川県認定認定こども園の認定等に関する規則第9条の2及び別表の規定は、この規則の施行の日以後に香川県認定こども園の認定の要件に関する条例（平成18年香川県条例第64号）別表第10の(10)の規定により整備し、保存すべき記録等について適用する。

別表（第2条関係）

社会福祉施設等	記録等
1 助産施設等（児童福祉法第7条第1項の助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設をいう。）	(1) 施設の運営に関する記録 ア 業務日誌 イ 入所している児童及び入所者（以下この項において「入所児童等」という。）に対する援助に関する苦情の内容並びに当該苦情に対する対応の記録 (2) 職員に関する記録 ア 職員名簿及び履歴書 イ 職員の健康診断の記録 ウ 飲食物の調理等の業務に従事する職員に係る検便の記録 (3) 入所児童等に関する記録 ア 入所児童等の氏名、生年月日等の記録 イ 入所児童等の健康診断の記録その他保健に関する記録 ウ 入所児童等の自立を支援するための計画（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令

	第63号) 第24条の2、第29条の2、第45条の2、第76条及び第84条の2に規定する計画をいう。)
2 保育所	<p>(1) 施設の運営に関する記録</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 業務日誌 イ 保育課程（保育所保育指針（平成20年厚生労働省告示第141号）に規定する保育課程をいう。） ウ 年間を通じた指導計画（保育所保育指針に規定する指導計画をいう。） エ 入所している児童（以下この項において「入所児童」という。）の保育に関する苦情の内容及び当該苦情に対する対応の記録 <p>(2) 職員に関する記録</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 職員名簿及び履歴書 イ 職員の健康診断の記録 ウ 飲食物の調理等の業務に従事する職員に係る検便の記録 <p>(3) 入所児童に関する記録</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 入所児童の氏名、生年月日等の記録 イ 入所児童の健康診断の記録その他保健に関する記録
3 児童厚生施設等（児童福祉法第7条第1項の児童厚生施設及び児童家庭支援センターをいう。）	<p>(1) 施設の運営に関する記録</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 業務日誌 イ 施設の利用に関する苦情の内容及び当該苦情に対する対応の記録 <p>(2) 職員に関する記録</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 職員名簿及び履歴書 イ 職員の健康診断の記録
4 保護施設	<p>(1) 救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準（昭和41年厚生省令第18号）第8条に規定する設備、職員及び会計の状況に関する帳簿</p> <p>(2) 入所者の処遇に関する苦情の内容及び当該苦情に対する対応の記録</p> <p>(3) 条例第12条第3項の規定による事故の状況及び事故に際して講じた措置についての記録</p> <p>(4) 条例第13条第2項の規定による身体拘束等の態様及び時間、その際の入所者等の心身の状況、緊急やむを得ない理由その他必要な事項の記録</p>
5 婦人保護施設	<p>(1) 施設の運営に関する記録</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 業務日誌 イ 入所者（入所者が同伴する児童を含む。以下この項において同じ。）の処遇に関する苦情の内容及び当該苦情に対する対応の記録 <p>(2) 職員に関する記録</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 職員名簿及び履歴書 イ 職員の健康診断の記録 ウ 飲食物の調理等の業務に従事する職員に係る検便の記録 <p>(3) 入所者に関する記録</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 入所者の氏名、生年月日等の記録

イ 入所者の健康診断の記録その他保健に関する記録
ウ 自立促進計画（婦人保護施設の設備及び運営に関する基準（平成14年厚生労働省令第49号）第12条第4項の自立促進計画をいう。）